

平成23年1月28日

ユネスコ無形文化遺産保護条約の「人類の無形文化遺産の 代表的な一覧表」への記載に係る今後の方針等について

ユネスコ無形文化遺産保護条約の「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、「代表一覧表」）」への記載について、平成22年12月16日に開催された「文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」（委員長：神崎宣武・旅の文化研究所長）、及び平成23年1月21日開催の文化審議会文化財分科会（会長：佐々木丞平・（独）国立文化財機構理事長）を経て、今後の方針等を決定しましたので御報告いたします。

[背景]

1. 無形文化遺産保護条約の「代表一覧表」への記載に係る2012年サイクルの提案候補については、2012年11月の政府間委員会において記載が決定される予定であり、2011年3月31日までに提案書をユネスコ事務局に提出する必要がある。
2. 我が国が既にユネスコに提案した案件で未審査となっている11件につき、ユネスコ事務局に審査する順位を通報する必要がある。

[今後の方針等]

1. 2012年サイクルの提案候補を「木造彫刻修理」とする。
2. 我が国が既にユネスコに提案した案件で未審査となっている11件につき、ユネスコ事務局に通報する審査の順位を以下の通りとする。なお、この11件は「木造彫刻修理」よりも先に審査されることになる。

次頁あり

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
課長 白間 竜一郎（内線 2859）
文化財国際協力室長 南 新平（内線 3056）
室長補佐 田中 健太郎（内線 3143）
係長 香取 雄太（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

<「代表一覧表」への審査・記載提案の順位>

- 第 1 位 ^{ほんみのし}
本美濃紙
(昭和 44 年) 重要無形文化財 (工芸技術: 陶芸、漆芸、手漉和紙)
- 第 2 位 ^{ちちぶまつり} ^{かぐら}
秩父祭の屋台行事と神楽
(昭和 54 年: 埼玉) 重要無形民俗文化財 (風習慣習: 祭礼 (信仰))
- 第 3 位
高山祭の屋台行事
(昭和 54 年: 岐阜) 重要無形民俗文化財 (風習慣習: 祭礼 (信仰))
- 第 4 位 ^{おが}
男鹿のナマハゲ
(昭和 53 年: 秋田) 重要無形民俗文化財 (風習慣習: 年中行事)
- 第 5 位 ^{みぶ} ^{はなたうえ}
壬生の花田植
(昭和 51 年: 広島) 重要無形民俗文化財 (風習慣習: 娯楽・行事、生産・生業、人生儀礼、社会生活 (民俗知識))
- 第 6 位 ^{さだしのう}
佐陀神能
(昭和 51 年: 島根) 重要無形民俗文化財 (民俗芸能: 神楽)
- 第 7 位 ^{なち} ^{でんがく}
那智の田楽
(昭和 51 年: 和歌山) 重要無形民俗文化財 (民俗芸能: 田楽)
- 第 8 位 ^{あやおどり}
綾子踊
(昭和 51 年: 香川) 重要無形民俗文化財 (民俗芸能: 風流)
- 第 9 位 ^{しょどんしばや}
諸鈍芝居
(昭和 51 年: 鹿児島) 重要無形民俗文化財 (民俗芸能: 渡来芸・舞台芸)
- 第 10 位 ^{たらま} ^{ほうねんさい}
多良間の豊年祭
(昭和 51 年: 沖縄) 重要無形民俗文化財 (民俗芸能: 語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的)
- 第 11 位 ^{もっこう}
建造物修理・木工
(昭和 51 年) 選定保存技術
- 第 12 位
木造彫刻修理
(昭和 51 年) 選定保存技術

* 括弧書の年は指定・選定した年を表す。

この順位は、別添「無形文化遺産保護条約『代表一覧表』の我が国の提案」に基づき、順次審査・記載を目指すものであり、文化財としての価値に因るものではない。

[今後の日程（予定）について]

平成23年3月31日 2012年サイクルの提案候補である「木造彫刻修理」のユネスコ事務局への提出締切

平成23年11月 第6回政府間委員会

（既にユネスコ事務局に提案されている案件で未審査である107件（我が国の11件を含む）のうち、ユネスコ事務局が処理可能な範囲内で31から54の間で代表一覧表への記載提案案件を処理する。その際、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いが又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件を優先的に審議することとなっている。）

平成24年3月31日 2013年サイクルの提案候補のユネスコ事務局への提出締切

平成24年11月 第7回政府間委員会

（2011年に審議された件数を目途として、複数国による提案及び代表一覧表への記載が無いが又は代表一覧表への記載が少ない締約国により提出されている案件を優先的に審議することとなっている。）

無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の我が国の提案

	重要無形文化財					重要無形民俗文化財								選定保存技術		
	芸能		工芸技術			風俗慣習			民俗芸能					民俗技術		
	各個認定	総合認定	各個認定	保持団体認定		祭礼(信仰)	年中行事	娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活(民俗知識)	神楽	田楽	風流	渡来芸・舞台芸	語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的	保持者	保存団体	
				染織	陶芸、漆芸、手漉和紙											
件数 (22.4.1現在)	39	12	41	7	7	54	29	21	31	24	33	36	28	10	46	29
第1回提案		雅楽(S30)		小千谷縮・越後上布(S30)	石州半紙(S44)	○日立風流物(S52:茨城) ○京都祇園祭の山鉾行事(S54:京都)	鶴島のトシドン(S52:鹿児島)	奥能登のあえのこと(S51:石川)	早池峰神楽(S51:岩手)	秋保の田植踊(S51:宮城)	チャッキラコ(S51:神奈川)	大日堂舞楽(S51:秋田)	○ 題目立(S51:奈良)[語] ○ アイヌ古式舞踊(S59:北海道)			木造彫刻修理(S51)
第2回提案		組踊(S47)		結城紬(S31)	(第1位)本美濃紙(S44)	(第2位)秩父祭の屋台行事と神楽(S54:埼玉) (第3位)高山祭の屋台行事(S54:岐阜)	(第4位)男鹿のナマハゲ(S53:秋田)	(第5位)壬生の花田植(S51:広島)[生]	(第6位)佐陀神能(S51:島根)	(第7位)那智の田楽(S51:和歌山)	(第8位)綾子踊(S51:香川)	(第9位)諸鈍芝居(S51:鹿児島)	(第10位)多良間の豊年祭(S51:沖縄)[総]			(第11位)建造物修理・木工(S51)
2012年サイクルの提案																(第12位)木造彫刻修理(S51)

第1回記載案件
(13件)

第2回記載決定
(2件)

第2回未審査案件
(11件)

第1回提案時
(事前取り下げ分)

…今後の検討

木造彫刻修理（もくぞうちょうこくしゅうり）

1. 提案区分：選定保存技術

2. 保存団体：財団法人 美術院

3. 指定年月日：昭和51年5月4日

4. 概要：

百年を超える文化財修理の伝統がある美術院において、仏像・神像・能面などの木造の彫刻作品を修理の対象とする。修理には代々技術者に受け継がれてきた木工・彫工・漆工などの修理技法が用いられている。修理に用いる材料や技術などが相応しいものであるか十分に検討するとともに、現在遺されている現状の姿をこれ以上損傷させないように保持し、できるだけ永く後世に伝えることを第一義とする修理を行っている。

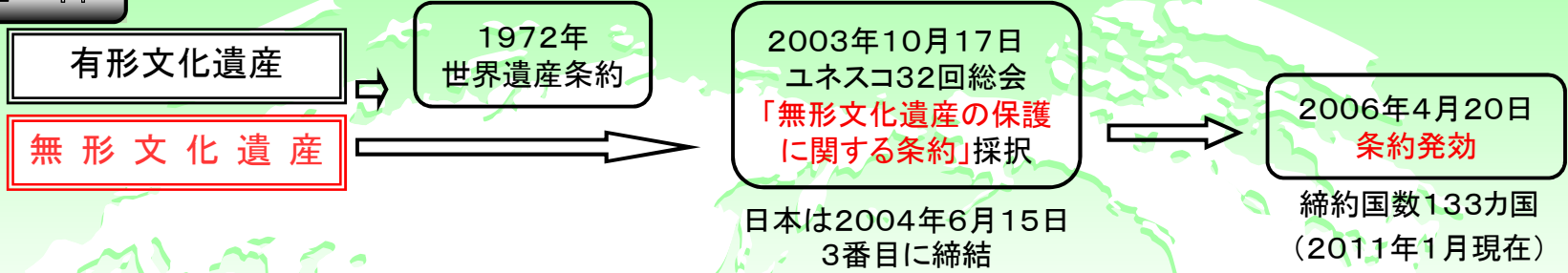
5. 写真



京都国立博物館 文化財保存修理所内 修理工房風景

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

経緯



無形文化遺産の概要

(分野の例示) 芸能、社会的慣習、祭礼行事、伝統工芸技術など

条約の内容

無形文化遺産一覧表の作成

2008年11月代表一覧表に統合

人類の口承及び無形遺産に関する
傑作の宣言 全90件

- 第1回 (2001) 能楽を含む19件
- 第2回 (2003) 人形浄瑠璃文楽を含む28件
- 第3回 (2005) 歌舞伎を含む43件

人類の無形文化遺産の代表的
な一覧表(代表一覧表)
2009年9月から記載開始

締約国が提案



政府間委員会の補助組織による検討



政府間委員会において決定

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産

●重要無形文化財

- ・能楽(のうがく)
- ・人形浄瑠璃文楽(にんぎょうじょうりぶんらく)
- ・歌舞伎(かぶき)
- ・雅楽(ががく)
- ・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・石州半紙(せきしゅうばんし)
- ・組踊(くみおどり)
- ・結城紬(ゆうきつむぎ)

●重要無形民俗文化財

- ・日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・甌島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・早池峰神楽(はやちねかぐら)
- ・秋保の田植踊(あきうのたうえおどり)
- ・チャッキラコ(ちゃっきらこ)
- ・大日堂舞楽(だいにちどうぶがく)
- ・題目立(だいもくたて)
- ・アイヌ古式舞踊(あいぬこしきぶよう) 計18件

上記の他、各締約国の無形文化遺産の「目録」作成、「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」作成、無形文化遺産基金による「国際援助」などを実施。

平成22年6月8日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の 代表的な一覧表（代表一覧表）」への記載について

ユネスコ無形文化遺産保護条約の代表一覧表への記載につき、本年5月にユネスコの補助機関（注1）による事前審査が行われた。この事前審査においては、昨年8月に各国から提案された147件（我が国は13件提案）のうち54件のみ（我が国提案分は「組踊」及び「結城紬」のみ）が事前審査され、残りの93件（我が国提案分は11件）については事前審査が行われなかったことが判明した。本年11月にケニアで開催される政府間委員会（注2）では補助機関による事前審査が行われた54件のみ（我が国提案分は「組踊」及び「結城紬」のみ）が審査される見込みである。

補助機関による事前審査が54件しか行われなかったのは、各国から提案された案件の全てをユネスコ事務局が処理できなかったためであり、その問題を解決するため、現在、ユネスコにおいて代表一覧表への記載の毎年の提案数を制限するべきとの議論がなされている。本年6月22日～24日にパリのユネスコ本部で開催される第3回締約国会議（注3）において、各国の毎年の提案数を制限するべきか等を含めたユネスコ無形文化遺産保護条約の運用方針が決定される予定。

（注1）「補助機関」：委員国6ヶ国で構成された機関。事前に「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載提案について審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。現在、トルコ、エストニア、メキシコ、韓国、ケニア及びアラブ首長国連邦によって構成されている。

（注2）「政府間委員会」：条約加盟国（2010年5月末現在、123ヶ国）から選出された24カ国で構成され、年1回開催。補助機関の勧告を踏まえ、代表一覧表への記載案件を最終決定する。

（注3）「締約国会議」：2年に1回開催。全締約国代表が参加。提案数の制限や審査手続き等の条約の運用に係る方針について最終決定する。

＜担当＞ 文化庁文化財部伝統文化課
課長 白間 竜一郎（内線 2859）
文化財国際協力室長 南 新平（内線 3056）
室長補佐 田中 健太郎（内線 3143）
係長 堀 敏治（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-3056, 03-6734-3143（直通）
FAX：03-6734-3820

<平成21年8月末に我が国から提案した13件の無形文化遺産>

(補助機関の事前審査がなされたもの)

●重要無形文化財

- (芸能) くみおどり組踊 (昭和47年)
(工芸技術：染織) ゆうきつむぎ結城紬 (昭和31年)

(補助機関の事前審査がなされなかったもの)

●重要無形文化財

- (工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙) ほんみのし本美濃紙 (昭和44年)

●重要無形民俗文化財

- (風習慣習：祭礼(信仰)) ちちぶまつり秩父祭の屋台行事とかぐら神楽
(昭和54年：埼玉)

- 高山祭の屋台行事
(昭和54年：岐阜)

- (風習慣習：年中行事) おが男鹿のナマハゲ
(昭和53年：秋田)

- (風習慣習：娯楽・行事、生産・生業、人生儀礼、社会生活(民俗知識)) みぶ はなたうえ壬生の花田植 (昭和51年：広島)

- (民俗芸能：神楽) さだしんのう佐陀神能 (昭和51年：島根)

- (民俗芸能：田楽) なち でんがく那智の田楽 (昭和51年：和歌山)

- (民俗芸能：風流) あやおどり綾子踊 (昭和51年：香川)

- (民俗芸能：渡来芸・舞台芸) しよどんしばや諸鈍芝居 (昭和51年：鹿児島)

- (民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的) たらま ほうねんさい多良間の豊年祭 (昭和51年：沖縄)

●選定保存技術

- 建造物修理・もっこう木工 (昭和51年)

* 括弧書の年は指定・選定した年を表す。

平成21年9月30日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関する第4回政府間委員会における審議結果について

9月28日(月)から10月2日(金)まで、アラブ首長国連邦のアブダビで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約に関する第4回政府間委員会において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」の提案案件についての初めての審議が行われた。

その結果、現地時間9月30日(水)16時56分(日本時間9月30日(水)21時56分)、我が国の提案の14件を含む提案総数111件のうち、我が国提案の雅楽等13件を含む76件について「記載」の決議がなされた。

一方、政府間委員会の補助機関における事前の検討で「不記載」の勧告を受けた「木造彫刻修理」を含む35件は、政府間委員会前に全て取り下げられたため、委員会での審議は行われていない。

<「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産>

●重要無形文化財

- ・雅楽(ががく)
- ・小千谷縮・越後上布(おぢやちぢみ・えちごじょうふ)
- ・石州半紙(せきしゅうばんし)

●重要無形民俗文化財

- ・日立風流物(ひたちふりゅうもの)
- ・京都祇園祭の山鉾行事(きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ)
- ・甌島のトシドン(こしきじまのとしどん)
- ・奥能登のあえのこと(おくのとのあえのこと)
- ・早池峰神楽(はやちねかぐら)

次頁あり

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課

課長 白間 竜一郎(内線2859)

文化財国際協力室長 八木 和広(内線3056)

室長補佐 田中 健太郎(内線3143)

係長 堀 敏治(内線2870)

電話: 03-5253-4111(代表)

03-6734-3056, 03-6734-3143(直通)

FAX: 03-6734-3820

- ・秋保の田植踊（あきうのたうえおどり）
- ・チャッキラコ（ちゃっきらこ）
- ・大日堂舞楽（だいにちどうぶがく）
- ・題目立（だいもくたて）
- ・アイヌ古式舞踊（あいぬこしきぶよう）

計 13 件

- * 平成 13-17 年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された「能楽」、
「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」は、既に代表的な一覧表に統合されている。

政府間委員会の審議について

政府間委員会の審議は、事前に行われた「補助機関」(*)の勧告内容に基づき行われ、補助機関で「記載」の勧告を受けた 76 件について、全て「記載」とする決議がなされた。

また、補助機関で「不記載」の勧告を受けた 35 件については、政府間委員会前までに全て取り下げられたため、審議は行われていない。

- * 「補助機関」：委員国 6ヶ国で構成された検討機関。事前に「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載提案について検討を行う。本年は、トルコ、エストニア、メキシコ、韓国、ケニア及びアラブ首長国連邦によって構成された。

「木造彫刻修理」を取り下げた理由

選定保存技術の「木造彫刻修理」については、記載基準 1「条約で定義された無形文化遺産であること」と同基準 2「無形文化遺産の認知や文化間の対話の奨励への貢献」に関して説明が十分ではないという理由で、補助機関から「不記載」の勧告を受けた。具体的には、同基準 1については、条約の中で「世代から世代への伝承」が無形文化遺産であることの要素とされているが、この点を含む一部について説明が十分でない指摘された。また、同基準 2については、「木造彫刻修理」が記載されることによって、どのように無形文化遺産の認知度が高まるかについての説明が十分ではないとの指摘がなされた。なお、「不記載」の勧告を受けた他国の提案の多数に対しても、同様の指摘がなされている。

文化庁としては、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関して初めての審議であることを踏まえ、外務省と連携協力し、情報収集に努め対応を検討してきたが、

- (1) ユネスコ事務局は補助機関の勧告を尊重する方針であることや、日本を除く全ての国が取り下げたこと等の諸般の事情から判断すると、補助機関の勧告を覆して政府間委員会で「記載」の決議を実現しようとすることは極めて困難であると判断したこと、
- (2) 政府間委員会で「不記載」の決議を受けた場合には、以後 4 年間は当該無形文化遺産を提案することはできなくなるが、政府間委員会の開催前に取り下げを行った場合は、この制限は適用されないこと、

等を踏まえ、保存団体である(財)美術院との協議の上、提案を取り下げた。

なお、今後の再提案については、(財)美術院と協議の上、「不記載」の勧告の理由の分析等を踏まえて準備を進めていく予定である。

以 上